

Pragma Letter

プラグマレター

最新情報をお届けします

2023年
6月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。
6月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

給与・社会保険

- 住民税特別徴収税額新年度分へ変更
- 労働保険料の年度更新
(概算・確定保険料の申告納付 6/1 ~ 7/10)
- 算定基礎届の提出 7/1 ~ 7/10
(組合健保の場合は、別途指定日があるところもあります)

会計・税務

6/12 (月)	5月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
6/30 (金)	4月決算法人の確定申告の期限 < 法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 > 10月決算法人の中間申告の期限 < 法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人住民税 > (半期分)
7/10 (月)	固定資産税・都市計画税の第1期分の納付 (東京23区の場合) 納期の特例を受けた源泉所得税の納付 (1月~6月分) 6月分の源泉所得税・住民税・特別徴収税額の納付期限

※申告や納期限が土・日・祝日にあたるときは、その翌日が期限となります

※ご注意※
このスケジュールやトピックスは全てのお客さまを対象としたものです。それぞれのお客さまには該当しない部分もございますので、予めご了承ください。

新着情報

最大
120万円

「令和5年度 東京都働きやすい 職場環境づくり推進奨励金」の募集要項が発表されました!

都内中小企業向けの奨励金で、東京都が定める奨励対象事業を選択して実施した場合に最大120万円が支給されます。

奨励金申請をご希望の場合、事前のエントリーが必要です。
(事前エントリー受付は年5回あります)

第1回事前エントリー受付が6月5日(月)・6月6日(火)10時~15時と発表されましたので、
ご興味ございましたら、まずはエントリーされてはいかがでしょうか。
詳細は右のQRコードをご参照、もしくはプラグマ担当者にお問合せください。

東京都働きやすい
職場環境づくり推進奨励金



株式会社プラグマ・社会保険労務士法人プラグマ・中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。
常によりそう。共によろこぶ。



pragma WEB



[税務情報] ZEIMU INFORMATION



国税庁のYouTubeチャンネルにて、インボイス制度について紹介されています。

▼国税庁動画チャンネル



[労務情報] ROUMU INFORMATION

働くパパママ育業応援奨励金

働くパパコース

合計15日の育業 **25万円支給**

以降15日取得ごとに **最大300万円**

※条件により加算あり

もっとパパコース NEW

2人がそれぞれ
合計30日以上育業
+ 複数の職場環境整備実施 **80万円支給**

3人目以降5人まで
1人につき30万円加算 **最大170万円**

働くママコース

合計1年以上の育業 **125万円支給**

パパと協力! ママコース

合計6か月以上1年未満の育業 **100万円支給**

対象事業者

都内に常時雇用する従業員を2名以上かつ6か月以上継続して雇用し、都内で事業を営んでいる企業等

事業実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※ただし予算の金額が執行されると終了になります

申請期間

対象となる育業から原職に復帰し、3か月経過した翌日から2か月以内
※もっとパパコースでは、申請に係る複数の育業のうち最も復帰日が遅い育業が「対象となる育業」となります
※HPに掲載の、各コース別「申請期限一覧」を必ずご確認ください

過去に本奨励金を受給していない企業が申請できます! ※申請コースが異なる場合は原則申請可能

ただし、令和5年度働くパパコースと
もっとママコースの両方を申請することはできません

「育業」とは東京都が定めた「育休」の愛称です。